

# 那珂川町奨学金の 返還免除制度 が始まります

Uターン  
大歓迎

地元に住んで、貸与額の最大 1/2 が免除！

## 対象者

那珂川町奨学金返還者のうち  
以下の条件を満たす人

- 大学、短大・専門、高専に進学し、貸与を受けていた人（高専は4,5年次分のみ対象）
- 奨学金返還開始から完了するまでの間に、平成31年4月1日以降、5年間継続して那珂川町内に居住している人
- 町内に居住している間に就労している人（就労先は町内外不問）
- 奨学金の返還及び、町税等の滞納がない人

## 免除額

貸与を受けた金額の最大 1/2

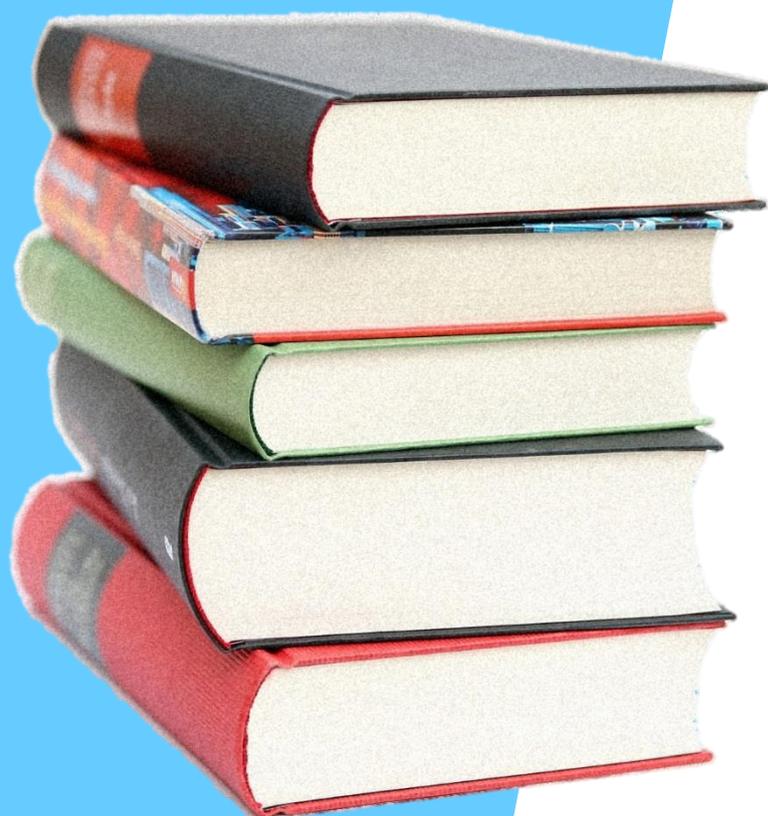
※貸与期間、奨学金返還計画によって、  
免除額は変動します。

【詳しい内容については裏面をご覧ください】

## お問合せ

那珂川町教育委員会 学校教育課学校管理係  
（役場本庁舎2F）

TEL : 0287-92-1124



# 那珂川町奨学金返還免除制度

那珂川町では、地域社会の担い手となる人材の確保及び育成のため、大学等を卒業後、那珂川町に居住し、就労されている方を対象に、那珂川町奨学金の返還の一部を免除いたします。

## ●免除金額

貸与を受けた奨学金の1/2を上限とし、その返還未済額の全部又は一部の返還を免除する。  
**最大72万円（大学4年間貸与、総額144万円の場合）**

## ●対象者

次の要件をすべて満たす人

- ①大学、短大・専門、高専に進学し、那珂川町奨学金の貸与を受けていた人  
(高専は4,5年次分のみ対象となります)
- ②平成31年4月1日以降、那珂川町内に5年間継続して定住している人
- ③町内に居住している間に就労している人(就労先は町内外問いません。)
- ④奨学金の返還に滞納がない人
- ⑤町税等に滞納がない人

## ●対象となるケース（参考例）

### ○大学生（4年間貸与）の場合

返還額を月12,000円、返還期間を10年に設定した場合

貸与期間(4年)				3月卒業 ↓ 10月返還開始	返還期間(10年)									
1年生	2年生	3年生	4年生		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
36万円	36万円	36万円	36万円		14.4万円	14.4万円	14.4万円	14.4万円	14.4万円	14.4万円	14.4万円	14.4万円	14.4万円	14.4万円
貸与総額 144万円 【大学】					返還額 72万円 【5年間在住】返還					免除額 72万円 【免除】				

### ○短大生（2年間貸与）の場合

返還額を月4,000円、返還期間を15年に設定した場合

貸与期間(2年)		3月卒業 ↓ 10月返還開始	返還期間(15年)															
1年生	2年生		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	
36万円	36万円		4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	2.4万円	2.4万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円	4.8万円
貸与総額 72万円 【短大】			返還額 24万円 【5年間在住】返還					返還額 12万円 【返還継続】		免除額 36万円 【免除】								

※第一回申請は、平成36年度（2024年）4月に受付予定です。